

答申第 232 号

情公第 1287 号

令和 6 年 5 月 31 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会
会 長 高 橋 良

自己情報不訂正処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 10 月 20 日付けで諮問された措置入院に関する診断書等不訂正の件（諮問第 249 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和3年3月26日付け自己情報の訂正請求に対し、不訂正決定処分を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、令和3年3月26日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「令和元年12月3日～私が措置入院となった件についての個人情報」（以下「本件保有個人情報」という。）について、自己情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (2) 本件訂正請求に対し、実施機関は令和3年4月21日付けで、条例第31条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年6月9日付けで、条例第31条第1項の規定に基づき、訂正しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年8月12日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件保有個人情報のうち、別表の項番1から3に掲げる行政文書に記載された保有個人情報については、「訂正前の記載」欄の記載内容を「訂正後の記載」欄の記載内容に訂正することを求め、項番4に掲げる行政文書に記載された保有個人情報については、誤った情報に基づいて書かれており、正当な診断ではないため、精神保健指定医（以下「指定医」という。）にこれらの情報を伝えて書き直させることを実施機関に求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨 (省略)

4 実施機関（担当：健康医療局精神保健福祉センター）の主張要旨

(1) 診断書について

診断書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健

福祉法」という。) 第27条第1項の規定により行われた診察の結果に基づき、実施機関が、その診察を行わせた指定医に作成及び提出を義務付けたものである。

まず、審査請求人より指摘のある、診断書の「生活歴及び現病歴」欄の訂正についてであるが、訂正の必要はないと判断する。診察時だけでは、非常に限られた情報しか聴取できないこともあるため、本欄への記載については、立ち会い職員がいるか否かにかかわらず、主陳述者の陳述により得られた情報以外にも、自傷他害行為に係る診察前情報等がある場合、その記載を妨げることはしていない。

次に、診断書の「診察時の特記事項」欄の訂正についてであるが、訂正の必要はないと判断する。本欄は、被診察者の受診態度や表情等について、診察にあたった指定医が受ける印象等を記載するものであり、診察にあたった指定医以外の者が受ける印象等に左右された記載がされることはない。

また、審査請求人は、診断書と病院のカルテ記録記事との相違を指摘しているが、実施機関には当該病院のカルテ内容を確認する権限はないこと、診断書はあくまで診察の結果に基づき作成されるものであることから、後から当該病院のカルテ記録記事と照らす等して診断書を訂正することはできない。

なお、診察は、精神保健福祉法第27条第3項の規定により、実施機関職員が立ち会っており、適法かつ確実に行われたことを確認しており、よって、その結果に基づき作成、提出された診断書に何ら不正はない。

(2) 23条通報受書及び事前調査票について

審査請求人より指摘のある、23条通報受書と事前調査票との間にみられる記載内容の矛盾及び訂正については、その記載内容に不合理はなく、訂正の必要はないと判断する。

23条通報受書は、実施機関が警察官から通報を受けた際、その時点で警察官が把握している事実を聞きとり作成されるもので、精神保健福祉法に基づく調査を実施する上での基礎的な書類として位置づけられる。一方、事前調査票は、通報を受けた後に行われる調査において、通報を受けた時

点で把握した事実の確認、新たな事実がある場合はその把握に努めた結果得られた事実等を内容として作成されるもので、最終的に診察の要否を決定する書類として位置づけられる。

このように、23条通報受書及び事前調査票にはそれぞれ位置づけがあり、記載される内容も、それぞれの手続に係る時点や期間によって把握された事実となることから、双方に内容の相違が生じることに不合理はない。また、双方ともに時点や期間を基に作成される書類であるため、記載内容をどちらか一方に合わせるために訂正等を行うことは適切ではない。

(3) 保護通報書について

審査請求人より指摘のある、保護通報書の訂正について、実施機関が警察署に確認して回答すべきとのことであるが、その必要はないと判断する。

保護通報書は、警察官職務執行法の規定により警察において執り行われる事務であり、診察終了後に警察署から実施機関に送られてくる書類である。実施機関の所掌事務ではなく、保護通報書に記載されている事項の真否確認を行う法的な義務もない。

5 審査会の判断理由

(1) 23条通報受書、事前調査票及び診断書に記録されている保有個人情報の不訂正決定の妥当性について

ア 訂正義務の要件

条例第29条は「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定していることから、たとえ「当該訂正の請求に理由があると認めるとき」、すなわち実施機関の保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときであっても、訂正をすることが「当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内」と認められない場合には、実施機関に訂正義務は生じないこととなる。

条例がこのように訂正義務の要件を規定していることからすれば、訂正請求に対する決定の時点において、既に当該訂正請求に係る保有個人

情報の取扱目的が達成されていると認められる場合には、当該保有個人情報に誤りがあるか否かを判断するまでもなく、実施機関に訂正義務は生じないものと解すべきである。

イ 本件保有個人情報の訂正義務の有無について

実施機関の説明及び精神保健福祉法の関連規定を踏まえると、①23条通報受書は、精神保健福祉法第23条に規定する「精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる」事案（以下「自傷他害事案」という。）が発生した場合に、実施機関の職員が同条の規定に基づく警察官からの通報の内容を聞き取って作成した行政文書であり、②事前調査票は、当該通報後、実施機関が精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく指定医による診察の可否を判断するための調査において作成される行政文書であり、③診断書は、同項の規定に基づく指定医による診察の結果が記録された行政文書であることが認められる。そして、同項の規定に基づく指定医による診察の結果、「その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」（精神保健福祉法第29条第1項）とされている。

以上のとおり、23条通報受書、事前調査票及び診断書は、精神保健福祉法第29条第1項の規定に基づく入院措置の決定に至るまでの手続において作成される行政文書であることから、これらの行政文書に記録されている保有個人情報の取扱目的は、最終的には、現に発生した自傷他害事案について、精神保健福祉法第29条第1項の規定に基づく入院措置の可否を決定することにあると認められる。このような取扱目的を踏まえれば、23条通報受書、事前調査票及び診断書のいずれについても、訂正請求に対する決定の時点において既に入院措置が決定されている場合には、各行政文書に記録されている保有個人情報についてはその取扱目的を達成しているものと認められる。

当審査会が確認したところ、本件における自傷他害事案については、

本件処分時点で既に入院措置は決定され、当該入院措置自体も終了していることが認められた。したがって、本件訂正請求の対象となった23条通報受書、事前調査票及び診断書に記録されている保有個人情報については、本件処分時点においてその取扱目的は達成されていたものと認められることから、本件訂正請求に対して訂正をすることは、「当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲」を超えるものとして、実施機関に訂正義務は生じない。

ウ 結論

以上のことから、実施機関が、23条通報受書、事前調査票及び診断書に記録されている保有個人情報の訂正請求に対して不訂正決定を行ったことは妥当である。

(2) 保護通報書に記録されている保有個人情報の不訂正決定の妥当性について

実施機関は、保護通報書に記録されている保有個人情報について不訂正決定をした理由について、「保護通報書は、警察官職務執行法の規定により警察において執り行われる事務であり、診察終了後に警察署から本県に送られてくる書類である。本県の所掌事務ではなく、保護通報書に記載されている事項の真否確認を行う法的な義務もない。」と説明している。

そこで検討すると、保有個人情報の訂正義務は、実施機関に訂正権限があることが前提となっていることは明らかである以上、実施機関に訂正権限のない保有個人情報については訂正義務もないと解すべきであり、神奈川県個人情報保護条例逐条解説においても、「『訂正しない旨の決定』とは（略）訂正する権限が実施機関にない場合が考えられる。」とされている。

本件訂正請求の対象となった保護通報書は、神奈川県警察の特定警察署長が、警察官職務執行法第3条の規定に基づいて保護した者について、精神保健福祉法第23条の規定に基づいて作成して実施機関に提出した行政文書と認められることから、当該行政文書に記録された保有個人情報は、他の実施機関（警察本部長）の権限において作成されたものと認め

られる。よって、当該行政文書に記録された保有個人情報については、実施機関（知事）においては訂正権限が認められないため、実施機関（知事）が「本県の所掌事務ではなく、保護通報書に記載されている事項の真否確認を行う法的な義務もない。」として不訂正決定を行ったことは妥当である。

6 附言

「5 審査会の判断理由」のとおり、当審査会としては、本件訂正請求について、本件訂正請求の対象となった保有個人情報の事実には誤りがあるか否かを判断するまでもなく、実施機関には訂正義務はないものと判断した。もともと、当審査会が本件訂正請求の対象となった保有個人情報を確認した限りにおいて、通報を受けた警察官が現場に到着して警察官職務執行法の規定に基づく保護措置を行うまでの経過について必ずしも明確とはいえない記載が認められることから、実施機関としては可能な範囲で職権での訂正を行うなど、適切な対応を行うことが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

(省略)

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月20日 (収受)	○ 諮問
令和5年12月18日 (第338回審査会)	○ 審議
令和6年1月26日 (第339回審査会)	○ 審議
令和6年2月20日 (第340回審査会)	○ 審議
令和6年3月14日 (第341回審査会)	○ 審議
令和6年4月25日 (第342回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 恵里可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 嶋 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和6年5月31日現在）（五十音順）